

ID: 485

担当部署: 市立総合病院 総務課 総務係

処分の概要	使用料の徴収																						
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例 第1条																						
例 規 番 号	平成18年条例第212号																						
<p>【根拠条文】 (目的) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第225条の規定に基づき、名寄市立総合病院食堂、売店、理容室、自動現金受払室及び訪問看護ステーション(以下「食堂等」という。)並びにコンビニエンスストアの使用料及び徴収方法について定めることを目的とする。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第2条の規定による。 (使用料の額) 第2条 食堂等の使用料は、別表第1に定める額(使用料の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)とする。 2 コンビニエンスストアの使用料は、別表第2に定める額(使用料の算出において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)とする。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">使用単位\使用区分</th> <th style="width: 15%;">食堂</th> <th style="width: 15%;">売店</th> <th style="width: 15%;">理容室</th> <th style="width: 15%;">自動現金受払室</th> <th style="width: 20%;">訪問看護ステーション</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td style="text-align: center;">75,900</td> <td style="text-align: center;">32,560</td> <td style="text-align: center;">24,200</td> <td style="text-align: center;">14,300</td> <td style="text-align: center;">56,232</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">使用区分</th> <th style="width: 80%;">コンビニエンスストア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用単位</td> <td></td> </tr> <tr> <td>月額</td> <td style="text-align: center;">300,000 円</td> </tr> </tbody> </table>						使用単位\使用区分	食堂	売店	理容室	自動現金受払室	訪問看護ステーション	月額	75,900	32,560	24,200	14,300	56,232	使用区分	コンビニエンスストア	使用単位		月額	300,000 円
使用単位\使用区分	食堂	売店	理容室	自動現金受払室	訪問看護ステーション																		
月額	75,900	32,560	24,200	14,300	56,232																		
使用区分	コンビニエンスストア																						
使用単位																							
月額	300,000 円																						
備考																							
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 6 年 7 月 31 日																				